

岐阜県公報

第 三 百 二 十 四 号
令 和 四 年 八 月 十 六 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づき県統計調査に関する告示の一部改正
道路の区域変更
道路の供用開始

(統 計 課) 三四五
(道 路 維 持 課) 三四五
(同) 三四六

告 示

岐阜県告示第二百八十七号

岐阜県統計調査条例に基づき県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、令和四年九月五日から適用する。

令和四年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

「移住状況調査」を「移住状況調査」に改める。
岐阜県ヤングケアラー実態調査

岐阜県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年八月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
	下呂市小坂町落合字岩崎六三一番二地先から		前	三・四 三・五	五・三	
			後	ル(メートル)	ル(メートル)	

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(時 刻 は 翌 日)

令 和 四 年 八 月 十 六 日

県道	温濁 泉河線	同市同町同字同 六四二番三 地先まで	後	三・四 六・八	五・三
----	-----------	--------------------------	---	------------	-----

岐阜県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年八月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	高町 山方線	高山市上野町二二八二番九二 地先から 同市同町二一九九番三三 地先まで	区 間	延 （メ ー ト 長 ル）	供用開始 の 期 日	備 （区 域 の 考 慮 を 行 う に あ ら わ ず ） 決 定 の 日 告 示 の 年 月 日 （ ほ か ）
				一七九・九	令和 四・八・一六	平成 三〇・五・一六

令和四年八月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社